

日銀業第1189号
2020年11月20日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

今般、熊本市を地方公共団体証書貸付債権の日本銀行が担保（「適格担保取扱基本要領」に基づき適格とするものをいいます。）として適格と認める債務者として選定したことおよび規程整備の観点から、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

○ [参考1]1. (2)ハ. (イ)を横線のとおり改める。

(イ) 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権、政府保証付証書貸付債権または地方公共団体に対する証書貸付債権

債 務 者	債務者コード
交付税及び譲与税配付金特別会計	} 略（不変）
┆	
一般財団法人民間都市開発推進機構	
株式会社産業革新投資機構	401008
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	} 略（不変）
┆	
相模原市	
熊本市	<u>402066</u>